

第18回江戸川区農業委員会定例会 議事録

1. 開催日時 令和3年12月23日(木) 午前10時00分～

2. 開催場所 江戸川区役所西棟庁舎 第5委員会室

3. 出席委員 (13名)

会長 13番 岩楯 重治

会長職務代理 12番 眞利子 隆

委員 1番 橋本 智明

2番 村山 雅美

3番 芦田 正之

4番 佐久間 梅吉

5番 大場 幸一

6番 石川 善一

7番 関口 賢一

8番 田島 勝

9番 田嶋 正剛

10番 山寄 一男

11番 松丸 直義

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

第2 議事

報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出の報告について

報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用のための権利移動届出の報告について

議案第1号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第6条第3項の規定による事業計画の審査について

議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて

議案第3号 租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願いについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 関山 健二

係長 小川 英彦

主査 久保田 早苗

主任主事 宮代 祐輔

主事 砂森 かおり

7. 会議の概要

議長 それでは、ただ今より第18回江戸川区農業委員会を開会します。本日全員ご出席でございます。

日程第1の議事録署名委員ですが、私からお願い申し上げますので、よろしくお願いいたします。橋本委員さんと村山委員さんに議事録署名委員をお願いいたします。

議長 それでは、日程第2の議事に入ります。報告第1号をお願いいたします。

事務局 報告第1号（農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の報告について）について、専決により6件の書類を受理いたしました。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委員会の時間短縮を目的として事前の議案書送付をもって、報告に代えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長 報告第1号について、質問等ございませんか。

(質問、異議なし)

議長 質問・意見等がないようです。報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議長 次に、報告第2号をお願いします。

事務局 報告第2号（農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用のための権利移動届出の報告について）について、専決により2件の書類を受理いたしました。なお、本件につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事前の議案書送付をもって、報告に代えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長 報告第2号について、質問等ございませんか。

(質問、異議なし)

議長 質問・意見等がないようですので了承いただきたいと存じます。

議長 次に、議案第1号の審議をお願いします。

事務局 議案第1号（都市農地の貸借の円滑化に関する法律第6条3項の規定による事業計画の審査について）についてご審議願います。議案第1号について、事業計画の変更部分は議案書記載のとおりです。詳細は事業計画変更の認定申請書の写しをご覧ください。

さい。以上でございます。

議 長 議案第1号について、田嶋委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。

田嶋委員 12月9日に、事務局の宮代さんと現地の確認を行いました。当日は●●さんが立ち会って下さいました。畑の状態としてはきれいに耕耘されており、申し分のない状態でした。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 地区担当委員さんの証言がございまして、事業計画の変更について承認したいと思いますが、質問・ご異議等ございせんか。

(質問、異議なし)

議 長 では、事業計画の変更を承認することといたします。

議 長 次に、議案第2号の審議をお願いします。

事務局 議案第2号(生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて)についてご審議願います。

議案第2号の1の土地の所在地番ですが、議案書記載のとおり1筆です。申請場所については、次ページ以降の地図のとおりです。以上でございます。

議 長 議案第2号について、眞利子委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。

眞利子委員 それでは報告させていただきます。12月7日に事務局の久保田主査と宮代さんと私で●●さんの畑の現地確認をおこないました。現地確認した生産緑地は主たる従事者である申請者のお母様がお亡くなりになり、営農規模縮小を理由に買取申出をするとのことでした。現地確認当日は露地の部分では小松菜と空豆、パイプハウス内では小松菜が出荷に向けて栽培されており、農地としてきれい管理されておりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 地区担当委員さんの証言がございまして、証明書の発行をいたしたいと思いますが、質問・ご異議等ございせんか。

(質問、異議なし)

議 長 それでは、証明書の発行を承認することといたします。

議 長 次に、議案第3号の審議をお願いします。

事務局 議案第3号(租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願いについて)についてご審議願います。

概要及び経過を説明いたします。案件は1件ございます。土地の所在地番ですが、議案書記載のとおり3筆あり、生産緑地指定箇所としては1箇所になります。引き続き農業を行っている期間は平成30年4月8日～令和3年4月7日です。以上でございます。

議 長 議案第3号について、眞利子委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。

眞利子委員 それでは報告いたします。12月7日に、事務局の久保田主査、宮代さんとともに●●さんの畑の現地確認に伺いました。●●さんの畑は自宅周りにあり、すべてパイプハウスになります。現地確認当日は出荷できる小松菜は全て出荷されたあとできれいに整地され、翌年の1月から2月に出荷予定の小松菜が栽培されていました。●●さんは行徳で精肉店を営んでおり、そのお店で小松菜を直売されているそうです。農地として適切に管理されていましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 地区担当委員さんの証言がございまして、証明書の発行をいたしたいと思いますが、質問・ご異議等ございませんか。

(質問、異議なし)

議 長 それでは、証明書の発行を承認することといたします。

議 長 以上をもって、議事を終了いたします。